

LS11地方

受験番号

2012年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 憲法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

[第1問]

次の事例を読んで、下記の設問に答えなさい。

[事例]

Xは、Y県に保健師として採用された大韓民国籍の外国人であり、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者である。Xは、Y県人事委員会が実施する201*年度管理職選考の受験を希望した。しかし、Y県は日本国籍を有しない者には管理職選考の受験資格がないと定めていたので、Xは筆記考査を受験することができなかった。Y県の隣のA県ほか、外国人であっても保健所等の管理職になることができる県はある。しかし、Y県は、次のような理由から、日本国籍を受験資格としている。すなわち、Y県では管理職の職種による人事管理は行われておらず、昇任に伴い保健所及びこれを管轄する上級部署とは異なる分野の管理職に就くことがありうる。したがって、管理職となれば公権力の行使や公の意思の形成に参画する職に就く可能性があるが、日本国籍を有しない職員はそのような職に就くことが出来ない。

Xは、Y県に対し、Xが次年度の本件管理職選考の受験資格を有することの確認を求め、出訴した。

[設問1]

- (1) 日本国憲法第三章の諸規定による権利自由の保障が外国人に対して及ぶかについて、判例の立場を書きなさい。
- (2) 外国人に保障されない憲法上の権利自由の例を2つ挙げ、それぞれ理由を述べなさい。

[設問2]

- (1) Y県が管理職選考の受験に日本国籍を必要とし、Xのような特別永住者でさえ受験が不可能となっていることは違憲だと、Xが主張するとすれば、その主張はどのようなものとなるか、述べなさい。
- (2) Y県側が本件受験資格の定めは違憲ではないと主張するとすれば、その主張はどのようなものとなるか、述べなさい。

[第2問]

- (1) 「議院内閣制」とは何か、説明しなさい。また、日本国憲法の定める議院内閣制の仕組みについて、憲法の条文に則して説明しなさい。
- (2) 憲法92条にいう「地方自治の本旨」について、説明しなさい。